

有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項

(平成 29 年 3 月期)

平成 29 年 5 月 15 日

ひびき監査法人 公認会計士 萩原伸哉

公認会計士 藤村允実

1. 新たに適用となる開示制度・会計基準に係る事項

- (1) 有価証券報告書の記載内容に「経営方針」を追加する「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正
- (2) 「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い」等の公表を踏まえた財務諸表等規則等の改正

2. 有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項

金融庁より、平成 28 年度の有価証券報告書レビュー審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項が公表されています。

原文につきましては、金融庁のウェブサイトを参照ください。

<http://www.fsa.go.jp/news/28/sonota/20170331-1/01.pdf>

3. 平成 29 年 3 月期以降の事業年度に係る有価証券報告書のレビューについて

金融庁により、平成 29 年 3 月期以降の有価証券報告書レビューは、以下を柱にして実施される旨が公表されています。

(1) 改正が行われた会計基準等の適用状況の審査

- ①法令改正関係審査
- ②重点テーマ審査
 - ・ 繰延税金資産の回収可能性
 - ・ 企業結合及び事業分離等

(2) 情報等活用審査

原文につきましては、金融庁のウェブサイトを参照ください。

<http://www.fsa.go.jp/news/28/sonota/20170331-1/02.pdf>

4. 平成29年3月期の会計方針の変更等に関する留意事項

(1) 繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針

記載検討箇所

適用時期	状況	会計処理	有価証券報告書における記載
原則適用(平成28年4月1日以後開始する連結会計年度・事業年度の期首から)	回収可能性適用指針第49項(3)①から③に該当する定めを適用することにより、これまでの会計処理と異なる場合	適用初年度の期首の影響額を期首の利益剰余金に加減する	「会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更」として取り扱う
	上記以外		「追加情報」において回収可能性適用指針を当連結会計年度・当事業年度から適用している旨を記載することが考えられる

(2) 平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い

記載検討箇所(連結会社を前提とした場合)

検討項目	連結	個別
減価償却の方法	注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法	注記事項 (重要な会計方針) 2. 固定資産の減価償却の方法
会計方針の変更	(会計方針の変更)	(会計方針の変更)
セグメント情報	(セグメント情報等)	

(3) リスク分担型企业年金の会計処理等に関する実務上の取扱い

記載検討箇所(連結会社を前提とした場合)

検討項目	連結	個別
追加情報	注記事項 (追加情報)	注記事項 (追加情報)
退職給付関係	注記事項 (退職給付関係)	

以上